

令和5年第8回

島田市教育委員会定例会

令和5年8月24日



令和5年第8回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和5年8月24日（木）午後2時00分～午後4時00分

会場：川根地区センター 研修室（2階）

- 1 開 会
- 2 会期及び会議時間の決定
- 3 会議録署名人の指名
- 4 教育部長報告
- 5 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課
 - (4) 社会教育課 (5) スポーツ振興課 (6) 図書館課
- 6 連携報告
 - (1) 文化振興課 (2) 博物館課
- 7 付議事項
 - (1) 島田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 8 協議事項
 - (1) 島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について
 - (2) 島田市伊太体育館条例について
 - (3) 島田市相賀体育館条例について
- 9 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
- 10 報告事項
 - (1) 令和5年7月分の寄附受納について
 - (2) 令和5年7月分の生徒指導について
- 11 その他
 - (1) 会議日程について
 - ・次回 第9回島田市教育委員会定例会
日時 令和5年9月21日（木）午後1時30分～午後3時30分
会場 中部学校給食センター 研修室（2階）
 - ・次々回 第10回島田市教育委員会定例会
日時 令和5年10月26日（木）午後2時00分～午後4時00分
会場 市役所庁舎 大会議室 西
- 12 閉 会

教育部長報告

事務事業報告

事 務 事 業 の 概 要

教育総務課

実 施（7月26日～8月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
7月26日	水	第7回教育委員会定例会	プラザおおるり
7月28日～ 8月1日	金 火	神座小学校 跡地利活用事業現地見学会	神座小学校
7月31日	月	職員室空調機改修工事完成検査	第二中学校
8月2日	水	第2回島田市立初倉地区学校再編委員会幹事会	市役所本庁舎

予 定（8月24日～9月20日）

月 日	曜日	事 項	場 所
8月24日	木	第8回教育委員会定例会	川根地区センター

事務事業の概要

学校教育課

実施（7月26日～8月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
7月26日	水	夏休みを迎える会（第一小） 1学期終業式（相賀小）	
7月28日	金	サマーオープンスクール② (参加者：17人)	野外活動センター 山の家
8月1日	火	サマーオープンスクール③ (参加者：18人)	野外活動センター 山の家
8月4日	金	サマーオープンスクール④ (参加者：15人)	野外活動センター 山の家
8月8日	火	島田市新たな地域クラブ連絡協議会 専門会議 (参加者：11人)	市役所会議棟
8月14日～ 8月16日	月 水	学校閉庁日	市内小中学校
8月23日	水	島田市新たな地域クラブ連絡協議会 代表会議 (参加者：6人)	市役所会議棟

予定（8月24日～9月20日）

月 日	曜日	事 項	場 所
8月24日	木	夏休み明け（伊太小）	
8月25日	金	2学期始業式（伊久美小、第五小） 夏休み明け（第一小、第四小）	
8月28日	月	2学期始業式（第二小、第三小、相賀小）	
8月29日	火	2学期始業式（神座小、六合東小、五和 小、第一中、第二中、六合中、初倉中、金 谷中、川根中） 夏休み明け（六合小、大津小、金谷小、川 根小）	
8月30日	水	夏休み明け（初倉南小）	
8月31日	木	夏休み明け（初倉小）	
9月2日	土	サタデーオープンスクール⑧ (参加予定：20人)	伊久美地区
9月7日	木	自然教室（第四小、神座小4・5年）（1 泊2日）	
9月11日	月	自然教室（大津小4年）	
		修学旅行（初倉中）（2泊3日） 職場体験（初倉中）（～9月13日）	京都府・奈良県
9月16日	土	サタデーオープンスクール⑨ (参加予定：20人)	伊久美地区

事務事業の概要

学校給食課

実施（7月26日～8月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
7月28日	金	夏休み学校給食センター施設見学会 (参加者：20組47人)	中部学校給食センター
8月1日	火	夏休み親子料理教室 (参加者：14組32人)	プラザおおるり

予定（8月24日～9月20日）

月 日	曜日	事 項	場 所
8月28日	月	第二学期学校給食開始日	中部学校給食センター
8月29日	火	献立会議（11月分）	中部学校給食センター
8月30日	水	第二学期学校給食開始日	南部学校給食センター
9月14日	木	物資選定会（11月分）	中部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施（7月26日～8月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
7月26日	水	初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウウォークB」（2回目） （第4水曜日、全8回）（受講者：8人）	初倉公民館
		六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ」（参加者：4人）	六合公民館
7月27日	木	中央高齢者学級 第3回学習会 移動学習（参加者：17人）	森町
		川根地区センター すこやか学級 「脳も身体の生き生き元気に講座」 （参加者：16人）	川根地区センター
		伊久身農村環境改善センター 高齢者学級 「防犯・交通安全教室」（受講者：22人）	伊久身農村環境改善センター
7月28日	金	初倉公民館 生涯学級（高齢者学級） 「シルバー世代のための交通安全講習会」 （受講者：46人）	初倉公民館
		伊久身農村環境改善センター 社会教育講座 「おはなしカフェ」（受講者：3人）	伊久身農村環境改善センター
7月29日	土	初倉公民館 生涯学級（高齢者学級） 「落語講座」（受講者：55人）	初倉公民館
		初倉公民館 夏季短期講座 「星空観察」①（全2回） （受講者：10人）	初倉公民館
7月29日～ 7月30日	土 日	しまだガンバ！第4回活動 「ささまキャンプ」（参加者：28人）	山村都市交流センターささま
		はばたけリーダー！2023 第5回活動 「ささまキャンプ」（参加者：9人）	山村都市交流センターささま
		青年ボランティア講座 第5回活動 「ささまキャンプ」（参加者：1人）	山村都市交流センターささま
8月1日	火	初倉公民館 社会教育講座（3回目） 「Mammy's リフレッシュ体操」 （第1火曜日、全7回）（受講者：5人）	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座「子育て広場北部ふれあいセンター」 （受講者：4人）	北部ふれあいセンター

月 日	曜日	事 項	場 所
8月2日	水	第3期初めて0歳児をもつ親の講座 全4回(8/2, 8/9, 8/16, 8/23) (受講者: 13組26人)	保健福祉センター
		初倉公民館 はつくら里の楽校 「夏の里の楽校」 (受講者: 11人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座「伊 太の梅で梅しごと」 (受講者: 9人)	北部ふれあいセン ター
8月3日	木	六合公民館 社会教育講座 「やさしいヨガ教室」(全6回3回目) (受講者: 15人)	六合公民館
8月4日	金	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「子どもお楽しみ講座 パタパタパズルを 楽しもう」 (受講者: 19人)	初倉西部ふれあい センター
8月5日	土	初倉公民館 夏季短期講座 「姿勢を整える体操教室」 (受講者: 11人)	初倉公民館
8月9日	水	伊久身農村環境改善センター 社会教育講 座「夏休み科学教室」 (受講者: 6人)	伊久身農村環境改 善センター
8月10日	木	中央市民学級第4回学習会 「お茶教室～夏を元気に乗り切ろう～」 (参加者: 13人)	しまだ楽習センタ ー
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 ・8/10 (参加者: 5組13人) ・8/17 (参加者: 5組12人)	第一中学校
8月16日	水	課主催社会教育講座 全4回 「パワーポイントで伝わる資料を作ってみ よう! (第2回)」 (受講者: 12人)	市役所会議棟
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 定例会「災害なんでも教室」 (受講者: 18人)	大津農村環境改善 センター
8月17日	木	北部ふれあいセンター 社会教育講座「リ ラックスヨガ」 (受講者: 11人)	北部ふれあいセン ター
8月19日	土	初倉公民館 社会教育講座 「初倉料理教室」(4回目) (第3土曜日、全7回) (受講者: 15人)	初倉公民館
8月22日	火	夏季中学生はつくら寺子屋 ・8/22 (参加者: 6人)	初倉公民館
		・8/23 (参加者: 5人)	

月 日	曜日	事 項	場 所
8月22日	火	北部ふれあいセンター ほほえみ学級（高齢者学級）「残暑見舞公演『熊八らくごの世界』」（受講者：20人）	北部ふれあいセンター
		北部ふれあいセンター 社会教育講座「残暑見舞公演『熊八らくごの世界』」（受講者：18人）	北部ふれあいセンター
		六合公民館 市民学級 「クラフトテープでペットボトルホルダーを作る。」（受講者：30人）	六合公民館
8月23日	水	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座「大人の刺繍教室」（受講者：23人）	初倉西部ふれあいセンター
		第3回社会教育委員の会議 (参加者：5人)	会議棟

予 定（8月24日～9月20日）

月 日	曜日	事 項	場 所
8月24日	木	ゆったり座談会（不登校・ひきこもり家族教室） (参加予定：4人)	会議棟
		初倉公民館 あゆみ学級（市民学級）講座 「ブッタナッツフラワーアレンジメント」 (受講予定：28人)	初倉公民館
		第1回「パパとママのための絵本の広場」 (参加予定：17人)	プラザおおるり
		中央高齢者学級 第4回学習会 「ニュースポーツって何？～気軽にできるスポーツで楽しく運動～」 (参加予定：21人)	しまだ楽習センター
8月25日	金	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加予定：13人)	第一小学校
		金谷宿大学第2回理事会 (出席予定：8人)	金谷公民館
		初倉公民館 生涯学級（高齢者学級）講座 「健康体操」 (受講予定：85人)	初倉公民館
8月26日	土	初倉公民館 社会教育講座 「男性ランポウウォーク」（4回目） （第3土曜日、全7回）（受講予定：11人）	初倉公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
8月26日	土	六合公民館 社会教育講座 全8回 「子どもチャレンジ第3回」 (参加予定: 93人)	六合公民館
8月27日	日	北部ふれあいセンター 社会教育講座「チ ョークアート!!」 (受講予定: 15人)	北部ふれあいセン ター
8月28日	月	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加予定: 19人)	第二小、第三小
8月29日	火	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加予定: 55人)	六合中、神座小、 初倉中、五和小
8月30日	水	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加予定: 55人)	初倉南小、 金谷中、川根小、 川根中
		課主催社会教育講座 全4回 「パワーポイントで伝わる資料を作ってみよ う! (第3回)」 (受講予定: 12人)	市役所会議棟
8月31日	木	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加予定: 35人)	初倉小、金谷小
		初倉公民館 社会教育講座 「役立つ習字」(4回目) (第4木曜日、全8回) (受講予定: 12人)	初倉公民館
9月4日	月	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加予定: 34人)	第二中学校
9月5日	火	ペアレントサポーター定例会③ (出席予定: 14人)	市役所会議棟
		初倉公民館 社会教育講座(4回目) 「Mammy's リフレッシュ体操」 (第1火曜日、全7回) (受講予定: 8人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座「子 育て広場北部ふれあいセンター」 (受講予定: 10人)	北部ふれあいセン ター
		六合公民館 高齢者学級 「リズム体操教室」 (参加予定: 32人)	六合公民館
9月6日	水	北部ふれあいセンター 社会教育講座「60 歳からの健康体操」 (受講予定: 10人)	北部ふれあいセン ター
9月7日	木	川根地区センター すこやか学級 「健康講座」 (参加予定: 20人)	川根地区センタ ー
9月8日	金	初倉西部ふれあいセンター社会教育講座 「リフレッシュヨガ」 (受講予定: 15人)	初倉西部ふれあ いセンター

月 日	曜日	事 項	場 所
9月8日	金	六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ体操」 (参加予定: 50人)	六合公民館
9月9日	土	しまだガンバ! 第5回活動 「ウミガメ放流体験」 (参加予定: 30人)	浜松市中田島砂丘
		はばたけリーダー! 2022 第6回活動 「ウミガメ放流体験」 (参加予定: 10人)	浜松市中田島砂丘
		青年ボランティア講座 第7回活動 「ウミガメ放流体験」 (参加予定: 1人)	浜松市中田島砂丘
		初倉公民館 社会教育講座 (4回目) 「セルフリンパ教室」 (第1土曜日、全8回) (受講予定: 10人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座「エンジョイ!ズンバ」 (受講予定: 15人)	北部ふれあいセンター
		六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」 (参加予定: 10人)	六合公民館
9月10日	日	北部ふれあいセンター 社会教育講座「楽しい英会話教室」 (受講予定: 10人)	北部ふれあいセンター
9月11日	月	しまだ大井川あいさつの風プロジェクト (参加予定: 19人)	伊太小、相賀小、伊久美小
9月12日	火	幼児・児童を持つ親の講座「ほめ方・叱り方」全2回 (9/12, 9/26) (受講予定: 30人)	プラザおおるり
		六合公民館 高齢者学級 「手芸講座」 (参加予定: 12人)	六合公民館
9月13日	水	はつくら寺子屋 初倉小 (参加予定: 23人)	初倉公民館
		課主催社会教育講座 全4回 「パワーポイントで伝わる資料を作ってみよう! (第4回)」 (受講予定: 12人)	市役所会議棟
		初倉放課後子供教室 (フレンズクラブ) 選択活動 (参加予定: 26人)	岡田公会堂
		六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ」 (参加予定: 7人)	六合公民館
9月14日	木	青少年育成支援センター運営協議会 第2回運営委員会 (参加予定: 17人)	市役所会議棟
		子育て広場「ぐら・ちよき・ぱあ」 (参加予定: 20組40人)	第一中学校

月 日	曜日	事 項	場 所
9月14日	木	中央市民学級 第5回学習会 「薬について～薬のことを学ぼう～」 (受講予定：16人)	しまだ楽習センター
		川根地区センター 市民学級 「輪投げを楽しもう」 (参加予定：15人)	川根地区センター
		初倉公民館 社会教育講座 (4回目) 「身近な基本の絵手紙」 (第2木曜日、全9回) (受講予定：15人)	初倉公民館
		六合公民館 社会教育講座 (全8回) 「男の料理教室」 (3回目) (受講予定：15人)	六合公民館
		六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 (参加予定：15人)	六合公民館
9月15日	金	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「包丁研ぎを学ぶ！」 (受講予定：5人)	初倉西部ふれあいセンター
		初倉公民館 社会教育講座 (3回目) 「初心者向けの焼き菓子作り教室」 (第3金曜日、全6回) (受講予定：6人)	初倉公民館
9月16日	土	初倉公民館 社会教育講座 「初倉料理教室」 (5回目) (第3土曜日、全7回) (受講予定：17人)	初倉公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「男性トランポウオーク」 (5回目) (第3土曜日、全8回) (受講予定：11人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「工作教室」 (受講予定：15人)	北部ふれあいセンター
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「おはなしカフェ子供クッキング」 (受講予定：10人)	北部ふれあいセンター
		六合公民館 社会教育講座 全8回 「子どもチャレンジ第4回」 (参加予定：93人)	六合公民館
9月19日	火	大津農村環境改善センター 高齢者学級 定例会「災害なんでも教室」 (受講予定：30人)	大津農村環境改善センター
9月20日	水	初倉放課後子供教室 (フレンズクラブ) 陶芸教室 (色付け) (参加予定：26人)	岡田公会堂

月 日	曜日	事 項	場 所
9月20日	水	初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「大人の刺繍教室」 (受講予定：23人)	初倉西部ふれあいセンター
		初倉公民館 あゆみ学級(市民学級)講座 「健康体操講座」 (受講予定：28人)	初倉公民館
		初倉公民館 社会教育講座(4回目) 「女性ランポウウォークA」 (第3水曜日、全8回)(受講予定：15人)	初倉公民館

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施（7月26日～8月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
7月27日～ 8月11日	木 金	島田市内小学校プール開放 ※14小学校（各校6日間）	市内14小学校
7月28日	金	ママさん教室 ※毎週金曜 全5回（参加者：13人）	金谷体育センター
8月1日	火	ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週火曜 全5回（参加者：19人）	ローズアリーナ
8月1日～ 9月15日	火 金	指定管理者募集の告示 島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的 スポーツ・レクリエーション広場	
8月4日	金	ママさん教室 ※毎週金曜 全5回（参加者：16人）	金谷体育センター
8月5日～ 11月29日	土 水	第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会 合同練習会 ※月曜、水曜、土曜の夜間	金谷中グラウンド
8月8日	火	ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週火曜 全5回（参加者：22人）	ローズアリーナ
		島田市新たな地域クラブ連絡協議会 専門会議（参加者：11人）	市役所会議棟
8月17日	木	スポーツ推進委員8月定例会 （参加者：27人）	川根支所
8月18日	金	ママさん教室 ※毎週金曜 全5回（参加者：14人）	金谷体育センター
8月19日	土	令和5年度静岡県スポーツ推進委員連絡 協議会表彰式・講演会 （参加者：371人）	プラザおおるり
8月22日	火	ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週火曜 全5回（参加者：19人）	ローズアリーナ
8月23日	水	島田市新たな地域クラブ連絡協議会 代表会議（参加者：6人）	市役所会議棟

予定（8月24日～9月20日）

月 日	曜日	事 項	場 所
8月29日	火	ワンバウンドふらば～る教室 ※毎週火曜 全5回（参加予定：30人）	ローズアリーナ
8月31日	木	ペタンク練習会 ※全3回（参加予定：30人）	金谷体育センター
9月2日	土	ペタンク練習会 ※全3回（参加予定：30人）	ローズアリーナ
9月5日	火	ペタンク練習会 ※全3回（参加予定：20人）	川根地区センター

月 日	曜日	事 項	場 所
9月12日	火	トランポウウォーク教室 ※毎週火曜 全5回 (参加予定:30人)	ローズアリーナ
9月13日	水	スポーツ推進委員定例会 (参加予定:31人)	夢づくり会館
9月14日	木	ボッチャ教室 ※毎週火曜 全2回 (参加予定:30人)	金谷体育センター
9月17日	日	第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会 第1回記録会 (参加予定:60人)	大井川マラソンコース リバティ
9月19日	火	トランポウウォーク教室 ※毎週火曜 全5回 (参加予定:30人)	ローズアリーナ
9月20日	水	第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会 第2回担当者会議 (参加予定:20人)	WEB会議

事務事業の概要

図書館課

実施（7月26日～8月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月1日～ 1月14日	土 日	こどもの読書週間関連イベント 「しまだとしょかん 花さき山」	島田図書館
6月20日～ 9月3日	火 日	課題・読書感想画用図書の出貸	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
7月1日～ 7月30日	土 日	特集コーナー設置 一般：「海の日」 児童：「夏を楽しもう」 「図書館の本で作ってみよう」 「戦争」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「涼を誘う本・夏バテ対策本」 児童：「科学ってナニ？」 「自由研究・読書感想文」 「戦争」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「罪をみつめる」 児童：「としょかん」っていいな 「戦争の本」	川根図書館
7月1日～ 9月3日	土 日	子供向け読書啓発イベント 「ほんのむしカード」	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
7月20日～	木	「祝直木賞受賞 永井紗耶子氏特別展示」	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
7月20日～ 8月8日	木 火	展示コーナー 「島田市包括ケア推進課の取組」	金谷図書館
7月26日	水	川根中学校生図書館ボランティア (参加者：12人)	川根図書館
7月27日	木	夏休み小学生一日体験図書館員① (参加者：4人)	島田図書館
7月28日	金	夏休み小学生一日体験図書館員② (参加者：島田4人、川根2人)	島田図書館 川根図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
8月1日～ 8月31日	火 木	特集コーナー設置 一般：「山の日」 児童：「おぼけ」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「涼を誘う本・夏バテ対策本」 児童：「自由研究・読書感想文」 「感想文書きたくなる本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「第2次世界大戦」 児童：「あつい夏には…かき氷？アイス？ それともオバケ？」 「海？山？どこにいこうかな」	川根図書館
8月1日	火	ブックスタート	保健福祉センター
		おはなし宅配便 (参加者：53人)	第一保育園
8月2日	水	あかちゃんタイム	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
		夏休み小学生一日体験図書館員③ (参加者：4人)	金谷図書館
8月3日	木	夏休み小学生一日体験図書館員④ (参加者：島田4人、川根2人)	島田図書館 川根図書館
8月4日	金	夏休み小学生一日体験図書館員⑤ (参加者：島田4人、金谷4人)	島田図書館 金谷図書館
8月8日	火	ブックスタート	保健福祉センター
8月8日～ 8月10日	火 木	金谷中学校生職場体験 (参加者：2人)	金谷図書館
8月9日～ 8月10日	水 木	金谷中学校生職場体験 (参加者：2人)	島田図書館
		川根中学校生職場体験 (参加者：3人)	川根図書館
8月10日～ 8月29日	木 火	展示コーナー 「島田市の国際交流活動」展	金谷図書館
8月17日	木	こどもわくワーク受入れ (参加者：2人)	島田図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
8月22日	火	こどもわくワーク受入れ (参加者：2人)	島田図書館

予 定 (8月24日～9月20日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月1日～ 1月14日	土 日	こどもの読書週間関連イベント 「しまだとしょかん 花さき山」	島田図書館
6月20日～ 9月3日	火 日	課題・読書感想画用図書の出借	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
7月1日～ 9月3日	土 日	子供向け読書啓発イベント 「ほんのむしカード」	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
8月1日～ 8月31日	火 木	特集コーナー設置 一般：「山の日」 児童：「おばけ」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「涼を誘う本」「夏バテ対策本」 児童：「妖怪・こわ～い」 「感想文を書きたくなる本」 「自由研究・読書感想文」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「第2次世界大戦」 児童：「あつい夏には・・・かき氷？ アイス？それともオバケ？」 「海・山・どこにいこうかな。」	川根図書館
8月10日～ 8月29日	木 火	展示コーナー 「島田市の国際交流活動」展	金谷図書館
8月24日	木	家庭教育講座講師派遣	プラザおおるり
8月24日～ 9月26日	木 火	「9月は世界アルツハイマー月間」啓発認 知症関連図書展示	島田図書館
8月31日～ 9月19日	木 火	展示コーナー 「大井川」展	金谷図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
9月1日～ 9月30日	金 土	特集コーナー設置 一般：「防災を考えよう」 児童：「夜空（月・星）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「敬老の日 読書のすすめ」 児童：「おじいちゃん・おばあちゃん」 「空を見上げてみよう！月・星・ 宇宙」 「ほんのむし博士おすすめ本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「防災」 児童：「おつきさま」 「おじいちゃん・おばあちゃん」	川根図書館
9月5日	火	ブックスタート	保健福祉センター
9月6日	水	あかちゃんタイム	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
		高齢者おはなし会 (参加予定：10人)	ふれあい健康プラザ
9月12日	火	ブックスタート	保健福祉センター
9月14日	木	おはなし宅配便 (参加予定：28人)	エルフのゆめ
		図書館ボランティア養成講座（本の修理） (参加予定：20人)	島田図書館
9月15日	金	NPOもみの木学級おはなし会 (参加予定：10人)	金谷図書館

連 携 報 告

令和5年8月分報告分の事務事業について

実施(7月26日～8月23日)

月 日	曜日	事 項	場 所
7月28日	金	モンゴル学生親善使節派遣 市長表敬訪問、結団式	市役所本庁舎
7月30日	日	夢づくり子どもワークショップ (参加者:100人)	金谷生きがいセンター
8月3日	木	夏休み1Dayボランティア(協力) 力を合わせて五和会館をリフレッシュしよう	金谷生きがいセンター
8月6日～ 8月11日	日 金	モンゴル学生親善使節派遣 (参加者:学生3人、大人1人)	モンゴル国
8月8日	火	かな書道教室 (参加者:8人)	川根文化センター
8月11日～ 8月12日	金 土	プラザおおるり2台のピアノDAY	プラザおおるり
8月13日	日	プレジールコンサート(協力)	プラザおおるり
8月19日～ 8月31日	土 木	又平りつ子日本画展 (参加者: 大)	川根文化センター
8月20日	日	コンサートに行こう!!(協力)	プラザおおるり
8月20日	日	くぼたまさと親子工作教室 (参加者:196人)	金谷生きがいセンター
8月20日	水 日	自由演奏会in川根 (参加者:150人)	川根文化センター
8月22日	火	モンゴル学生親善使節派遣 帰国報告会	金谷公民館

予定(8月24日～9月20日)

月 日	曜日	事 項	場 所
8月26日	土	プラザおおるりホールで音楽を聴こう (参加予定:20人)	プラザおおるり
9月2日	土	第56回 英語スピーチコンテスト (参加予定:20人)	プラザおおるり
9月3日～ 10月9日	日 月	第66回 島田市民文化祭	プラザおおるり
9月12日	火	かな書道教室 (参加予定:8人)	川根文化センター

令和5年8月分報告分の事務事業について

実施(7月26日～8月23日)

月 日	曜日	事 項	場 所
6月17日～ 9月10日	土 日	収蔵品展 海野光弘 いい絵を観るにはイスがいる!	博物館分館
7月1日～ 9月24日	土 日	第91回企画展 築城450年記念 諏訪原城	博物館本館
7月26日	水	博物館協議会 (参加者:12人)	博物館本館
7月27日、 8月6日	木 日	夏休み体験学習「みんなで楽しく機織り」 (参加者:31人)	大井川川越遺跡 札場
7月28日	金	夏休み体験学習「スイーツデコ」 (参加者:31人)	博物館本館
7月30日	日	諏訪原城応援隊イベント 春風亭昇太師匠 諏訪原城展プレミアムツアー (参加者:17人) 博物館講座「お城教室&段ボール毬づくり」 (参加者:19人)	博物館本館
7月31日	月	諏訪原城応援隊イベント 諏訪原城合戦 令和の陣 ～ゆずれない武田・落としたい徳川～ (参加者:50人)	諏訪原城跡
8月3日	木	あ〜と工房 (参加者:3人)	博物館本館
8月3日	木	諏訪原城跡整備委員会 (参加者:11人)	市役所本庁舎
8月5日	土	夏休み体験学習「紙すきでハガキをつくらう」 (参加者:25人)	博物館本館
8月11日	金	夏休み体験学習「七宝焼き体験」 (参加者:15人)	博物館本館
8月12日～ 8月13日	土 日	夏休み体験学習「親子でかんたん染物」 (参加者:40人)	博物館本館
8月20日	日	県民の日協賛 しまはくへ行こう!(無料開放日)	博物館本館・分館
8月20日	日	無料開放日連携 遺跡deマルシェ	大井川川越遺跡
8月22日～ 8月26日	火 土	博物館実習 (参加者:4人)	博物館本館
8月23日	水	夏休み体験学習「手にとってみよう!○○ ○年前の昔の道具」 (参加者:16人)	博物館本館

予 定 (8月24日～9月20日)

月 日	曜日	事 項	場 所
6月17日～ 9月10日	土 日	収蔵品展 海野光弘 いい絵を観るにはイスがいる！	博物館分館
7月1日～ 9月24日	土 日	第91回企画展 築城450年記念 諏訪原城	博物館本館
8月22日～ 8月26日	火 土	博物館実習 (参加予定：4人)	博物館本館
9月9日	日	ギャラリートーク「どうする勝頼一父 信玄を 超えたかった若き甲斐のプリンスー」 (参加予定：15人)	博物館本館
9月16日～ 12月10日	土 日	収蔵品展 海野光弘 私だけのこの一枚	博物館分館
9月17日	日	わくわくアトリエ 「カット木材で何つく る？」 (参加予定：15人)	博物館本館

島田市教育委員会定例会議案

島田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年8月24日

島田市教育委員会教育長 山中 史章

島田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会公印規則（平成17年島田市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公印台帳」の次に「（様式第1号）」を加える。

第8条第1項中「教育総務課長」を「教育部教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）」に改め、同条第2項中「（様式第1号）」を削る。

第17条を第18条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第11条中「押印する文書に決裁文書を添えて、保管者又は取扱者に示し、その」を「次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管者又は取扱者の」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 電子決裁（決裁権者が、文書管理システム上の電磁的記録により、その権限に属する事務について意思決定を行うことをいう。以下同じ。）を受けた文書 次に掲げる公印の区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 文書管理システムに登録された公印 文書管理システムで公印の使用を申請し、押印する文書を保管者又は取扱者に提示する方法

イ その他の公印 押印する文書を保管者又は取扱者に提示する方法

(2) 前号に掲げる文書以外の文書 押印する文書に決裁文書を添えて、保管者又は取扱者に提示する方法

第11条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 保管者又は取扱者は、前項第1号に規定する方法により審査をするときは、押印する文書に係る電子決裁を受けた文書を確認するものとする。

第10条の見出し中「公印の」の次に「保存及び」を加え、同条第2項中「があったときは、直ちに」を「を受けたときは、当該公印を廃止した日から起算して3年間保存し、保存期間を経過した公印は」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（文書管理システムへの登録）

第10条 次に掲げる公印は、名称、保管者及び取扱者を文書管理システム（電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書管理事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）に登録しなければならない。

(1) 別表第1の1 一般公印の表1の項及び3の項に掲げる公印

(2) 別表第1の2 専用公印の表1の項及び2の項に掲げる公印

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第10条、第14条、第15条関係）

1 一般公印

番号	名称	形状別掲	寸法ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
1	島田市教育委員会印	1	方 18	隸書	委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1
2	島田市教育委員会印	2	縦 35 横 15	隸書	文書契印用	教育総務課長	1
3	島田市教育委員会教育長印	3	方 18	てん書	教育長名をもつてする文書	教育総務課長	1
4	島田市教育委員会教育長職務代理者印	4	方 18	てん書	教育長職務代理者名をもつてする文書	教育総務課長	1
5	島田市教育委員会事務局教育部長印	5	方 18	隸書	教育部長名をもつてする文書	教育部長	1
6	島田市教育委員会事務局課長印	6	方 18	隸書	課長名をもつてする文書	課長	6
7	島田市立学校印	7	方 18	てん書	学校名をもつてする文書	校長	23
8	島田市立学校印	8	縦 37 横 11	てん書	文書契印用	校長	23
9	島田市立学校長印	9	方 21	てん書	校長名をもつてする文書	校長	23
10	島田市立学校給食センター所長印	10	方 21	てん書	学校給食センター所長名をもつてする文書	所長	2
11	島田市立公民館長印	11	方 18	てん書	公民館長名をもつてする文書	館長	2
12	島田市立図書館長印	12	方 18	隸書	図書館長名をもつてする文書	館長	3

2 専用公印

番号	名称	形状別掲	寸法ミリメートル	書体	使用区分	管守者	個数
1	島田市教育委員会印	1	方 30	隸書	賞状用	教育総務課長	1

2	島田市教育委員会教育長印	2	方 30	隸書	賞状用	教育総務課長	1
3	島田市立学校印	2	方 60	てん書	卒業（修了）証書用	校長	23

様式第1号中「（第8条関係）」を「（第2条、第8条、第9条関係）」に改める。

様式第3号中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

新 規 文 章

規程名 島田市教育委員会公印規則

新 規 文 章
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「公印」とは、次条に規定するもので、第9条の規定により公印台帳(様式第1号)に登録されたものをいう。</p> <p>(公印の届出)</p> <p>第8条 保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、その理由、用途及び印影のひな型を記載し、<u>教育部教育総務課長(以下「教育総務課長」という。)</u>に合議して教育長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 保管者は、公印を調製し、又は改刻したときは、速やかに、公印台帳を作成し、<u>教育総務課長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(文書管理システムへの登録)</p> <p>第10条 次に掲げる公印は、名称、保管者及び取扱者を文書管理システム(電子計算機を利用して文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。)に登録しなければならない。</p> <p>(1) 別表第1の1 一般公印の表1の項及び3の項に掲げる公印</p> <p>(2) 別表第1の2 専用公印の表1の項及び2の項に掲げる公印</p> <p>(公印の保存及び廃棄)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 教育総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、当該公印を廃止した日から起算して3年間保存し、<u>保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却等の方法により廃棄するものとする。</u></p> <p>(公印の使用)</p> <p>第12条 公印を使用するときは、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管者又は取扱者の審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 電子決裁(決裁権者が、文書管理システム上の電磁的記録により、その権限に属する事務について意思決定を行うことをいう。以下同じ。)を受けた文書 次に掲げる公印の区分に応じ、それぞれに定める方法</p> <p>ア 文書管理システムに登録された公印 文書管理システムで公印の使用を申請し、押印する文書を保管者又は取扱者に提示する方法</p> <p>イ その他公印 押印する文書を保管者又は取扱者に提示する方法</p> <p>(2) 前号に掲げる文書以外の文書 押印する文書に決裁文書を添えて、保管者又は取扱者に提示する方法</p>

対 照 表

旧 規 文 章
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「公印」とは、次条に規定するもので、第9条の規定により公印台帳に登録されたものをいう。</p> <p>(公印の届出)</p> <p>第8条 保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、その理由、用途及び印影のひな型を記載し、<u>教育総務課長に合議して教育長の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>2 保管者は、公印を調製し、又は改刻したときは、速やかに、公印台帳(様式第1号)を作成し、<u>教育総務課長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(公印の廃棄)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 教育総務課長は、前項の規定により引継ぎがあったときは、直ちに、<u>裁断又は焼却等の方法により廃棄するものとする。</u></p> <p>(公印の使用)</p> <p>第11条 公印を使用するときは、押印する文書に決裁文書を添えて、保管者又は取扱者に示し、その審査を受けなければならない。</p>

2 保管者又は取扱者は、前項第1号に規定する方法により審査をするときは、押印する文書に係る電子決裁を受けた文書を確認するものとする。

(公印の事前押印)

第13条 省略

(公印の印影の副込み)

第14条 省略

(電子計算機による印影の出力)

第15条 省略

(事故の届出)

第16条 省略

(公印保管状況等の調査)

第17条 省略

(その他)

第18条 省略

別表第1 (第4条、第10条、第14条、第15条関係)

1 一般公印

番号	名称	形状別掲	寸法ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
1	島田市教育委員会印	1	方 18	熱書	委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1
2	島田市教育委員会印	2	縦 35 横 15	熱書	文書契印用	教育総務課長	1
3	島田市教育委員会教育長印	3	方 18	てん書	教育長名をもつてする文書	教育総務課長	1
4	島田市教育委員会教育長職務代理者印	4	方 18	てん書	教育長職務代理者名をもつてする文書	教育総務課長	1
5	島田市教育委員会事務局教育部長印	5	方 18	熱書	教育部長名をもつてする文書	教育部長	1
6	島田市教育委員会事務局教育部長印	6	方 18	熱書	課長名をもつてする文書	課長	6
7	島田市立学校印	7	方 18	てん書	学校名をもつてする文書	校長	23
8	島田市立学校印	8	縦 37 横 11	てん書	文書契印用	校長	23
9	島田市立学校校長印	9	方 21	てん書	校長名をもつてする文書	校長	23

(公印の事前押印)

第12条 省略

(公印の印影の副込み)

第13条 省略

(電子計算機による印影の出力)

第14条 省略

(事故の届出)

第15条 省略

(公印保管状況等の調査)

第16条 省略

(その他)

第17条 省略

別表第1 (第4条、第13条、第14条関係)

1 一般公印

名称	形状別掲	寸法ミリメートル	書体	使用区分	保管者	個数
島田市教育委員会印	1	方 18	熱書	委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1
島田市教育委員会印	2	縦 35 横 15	熱書	文書契印用	教育総務課長	1
島田市教育委員会教育長印	3	方 18	てん書	教育長名をもつてする文書	教育総務課長	1
島田市教育委員会教育長職務代理者印	4	方 18	てん書	教育長職務代理者名をもつてする文書	教育総務課長	1
島田市教育委員会事務局教育部長印	5	方 18	熱書	教育部長名をもつてする文書	教育部長	1
島田市教育委員会事務局教育部長印	6	方 18	熱書	課長名をもつてする文書	課長	6
島田市立学校印	7	方 18	てん書	学校名をもつてする文書	校長	23
島田市立学校印	8	縦 37	てん書	文書契印用	校長	23

10	島田市立学校給食センター所長印	10	方 21	てん 書	する文書 学校給食センター所長名を もつてする文書	所長	2
11	島田市立公民館長印	11	方 18	てん 書	公民館長名を もつてする文書	館長	2
12	島田市立図書館長印	12	方 18	紺書	図書館長名を もつてする文書	館長	3

2 専用公印

番 号	名 称	形 状 別 掲	寸 法 リ ン ト ル	書 体	使 用 区 分	管 守 者	個 数
1	島田市教育委員会印	1	方 30	紺書	賞状用	教育総務課長	1
2	島田市教育委員会教育長印	2	方 30	紺書	賞状用	教育総務課長	1
3	島田市立学校印	2	方 60	てん 書	卒業(修了)証 書用	校長	23

様式第 1 号 (第 2 条、第 8 条、第 9 条関係)

省略

様式第 3 号 (第 16 条関係)

省略

島田市立学校長印	9	横 11 方 21	てん 書	校長名を もつてする文書	校長	23
島田市立学校給食センター所長印	10	方 21	てん 書	学校給食センター所長名を もつてする文書	所長	2
島田市立公民館長印	11	方 18	てん 書	公民館長名を もつてする文書	館長	3
島田市立図書館長印	12	方 18	紺書	図書館長名を もつてする文書	館長	3

専用公印

名 称	形 状 別 掲	寸 法 リ ン ト ル	書 体	使 用 区 分	保 管 者	個 数
島田市教育委員会印	1	方 30	紺書	賞状用	庶務課長	1
島田市教育委員会教育長印	2	方 30	紺書	賞状用	庶務課長	1
島田市立学校印	3	方 60	てん 書	卒業(修了)証 書用	校長	23

様式第 1 号 (第 8 条関係)

省略

様式第 3 号 (第 15 条関係)

省略

協 議 事 項

(協議事項)

スポーツ振興課
社会教育課

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、市議会11月定例会に提案するので次のとおり協議します。

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

島田市立学校施設の使用に関する条例（平成17年島田市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第1 屋内運動場の部フロア（小型）の款島田市立伊太小学校の項、島田市立相賀小学校の項、島田市立神座小学校の項及び島田市立伊久美小学校の項、ステージ等の款島田市立相賀小学校の項、島田市立神座小学校の項及び島田市立伊久美小学校の項並びに会議室の部島田市立相賀小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新 旧 条 文

別表第1 島田市立学校施設の使用に関する条例

新 条 文		旧 条 文	
学校施設 屋内運動場	区分	学校名	摘要
フロア (小型)	ア	島田市立六合東小学校	省略
		省略	省略
ステージ 等	ア	島田市立六合小学校	省略
		島田市立六合東小学校	省略
会議室	ア	島田市立島田第四小学校	けやきホール
		島田市立六合小学校	多目的ホール及び会議室(地域・学校連携施設)
備考	省略	島田市立相模小学校	会議室(クラブハウス)
備考	省略	省略	省略

対 照 表

旧 条 文		新 条 文	
学校施設 屋内運動場	区分	学校名	摘要
フロア (小型)	ア	島田市立六合東小学校	省略
		島田市立伊太小学校	省略
ステージ 等	ア	島田市立相模小学校	省略
		島田市立伊久美小学校	省略
会議室	ア	島田市立六合小学校	省略
		島田市立六合東小学校	省略
備考	省略	島田市立相模小学校	けやきホール
		島田市立伊久美小学校	多目的ホール及び会議室(地域・学校連携施設)
備考	省略	島田市立相模小学校	会議室(クラブハウス)
備考	省略	省略	省略

島田市伊太体育館条例について

島田市伊太体育館条例について、市議会11月定例会に提案するので次のとおり協議します。

島田市伊太体育館条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、伊太体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 伊太体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市伊太体育館	島田市伊太1314番地

(使用の許可等)

第3条 島田市伊太体育館（以下「伊太体育館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、伊太体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が伊太体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかと

なったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が伊太体育館の管理上使用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあつても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 伊太体育館の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により伊太体育館を使用することができなくなつたとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、伊太体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために伊太体育館(第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 伊太体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。

ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、伊太体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、伊太体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、伊太体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認められる損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他伊太体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

区分			使用時間					
			午前	午後	夜間1	夜間2	夜間3	全日
			午前8時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
アリーナ	一般	市内	550円	550円	550円	550円	1,100円	2,200円
		市外	820円	820円	820円	820円	1,650円	3,300円
	その他	市内	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	3,300円	6,600円
		市外	2,470円	2,470円	2,470円	2,470円	4,950円	9,900円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（伊太体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

島田市相賀体育館条例について

島田市相賀体育館条例について、市議会11月定例会に提案するので次のとおり協議します。

島田市相賀体育館条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、相賀体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 相賀体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市相賀体育館	島田市相賀875番地

(使用の許可等)

第3条 島田市相賀体育館（以下「相賀体育館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、相賀体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が相賀体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかと

なったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が相賀体育館の管理上使用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあつても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 相賀体育館の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により相賀体育館を使用することができなくなつたとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、相賀体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために相賀体育館(第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 相賀体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、相賀体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、相賀体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、相賀体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認められる損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他相賀体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

区分			使用時間					
			午前	午後	夜間1	夜間2	夜間3	全日
			午前8時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
アリーナ	一般	市内	550円	550円	550円	550円	1,100円	2,200円
		市外	820円	820円	820円	820円	1,650円	3,300円
	その他	市内	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	3,300円	6,600円
		市外	2,470円	2,470円	2,470円	2,470円	4,950円	9,900円
小体育室	一般	市内	360円	360円	180円	180円	360円	1,100円
		市外	540円	540円	270円	270円	540円	1,650円
	その他	市内	1,080円	1,080円	540円	540円	1,080円	3,300円
		市外	1,620円	1,620円	810円	810円	1,620円	4,950円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（相賀体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

次回教育委員会定例会における
協議事項の集約

報 告 事 項

令和5年7月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

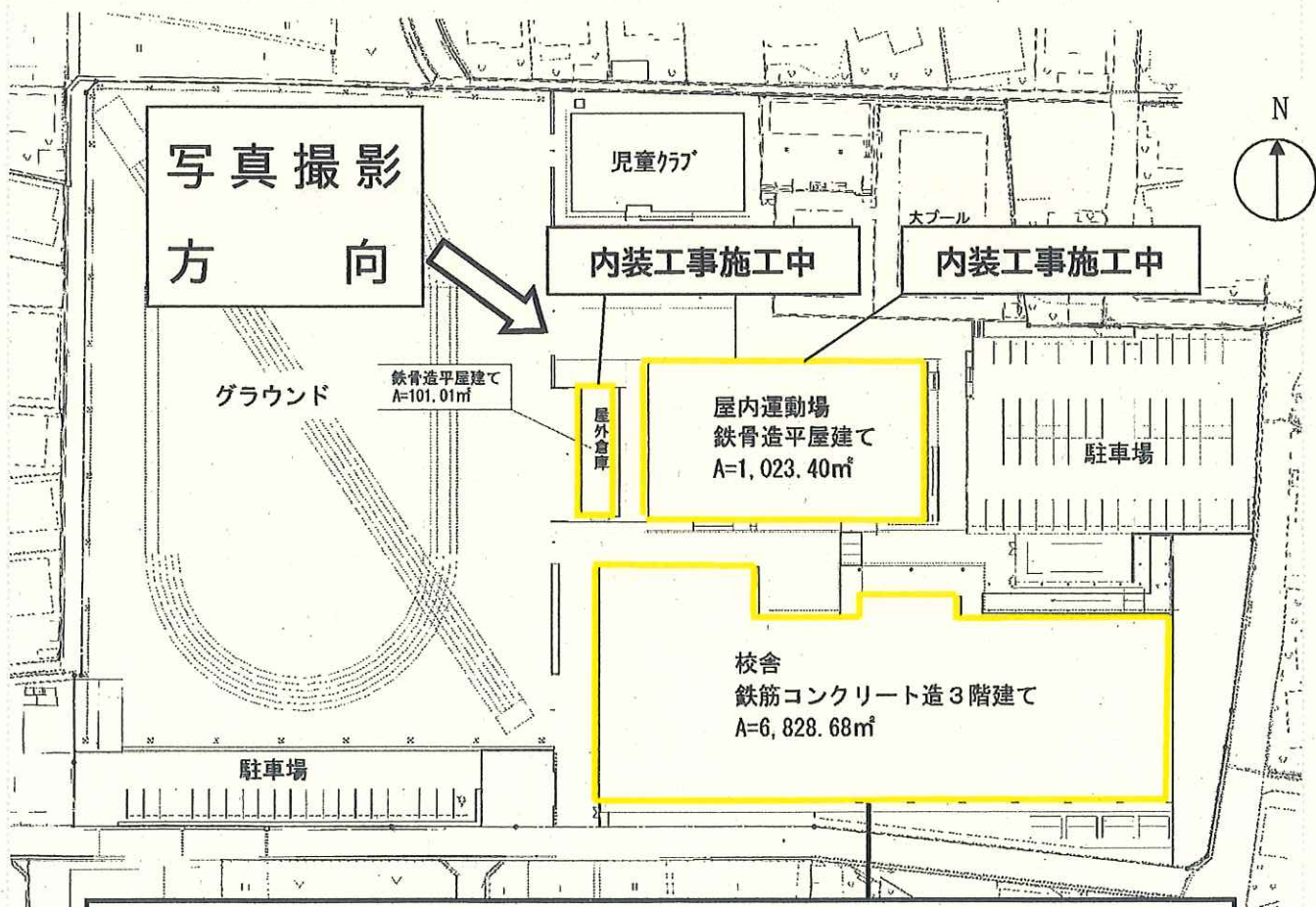
受入先	品名	数量	金額	寄付者
初倉小学校	総合百科事典 ポプラディア	18 巻	129,600 円	一般社団法人 谷田川報徳社
初倉南小学校	児童用図書	235 冊	300,000 円	(理事長 榛葉 正信)
第三小学校	児童用図書	201 冊	400,000 円	
	計		829,600 円	

令和5年7月分の生徒指導について

令和5年7月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田第一小学校校舎等改築工事の進捗状況(報告)

校舎棟: 3階は内装工事(建具取付等)。1、2階も内装工事(塗装・クロス貼り等)。
屋内運動場: 内装工事
屋外倉庫: 内装工事
令和5年8月17日撮影(R5.8月末 予定進捗率75%)



3階 内装工事(建具取付等)/2階 天井・内壁工事/1階 壁の内装工事

島田市新たな地域クラブ活動連絡協議会要綱

(設置)

第1条 地域における中学生のスポーツ及び文化芸術活動（以下「新たな地域クラブ活動」という。）を推進することにより、将来にわたり中学生が継続してスポーツ及び文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するための体制構築について協議することを目的とし、島田市新たな地域クラブ活動連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新たな地域クラブ活動に関係する機関及び団体の連絡調整を図ること。
- (2) 新たな地域クラブ活動の推進のために必要な情報を交換すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新たな地域クラブ活動の推進のために事務局が必要と認める事務

(組織)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる者により組織する。

- (1) スポーツに関係する団体の代表者又はその指名する者
- (2) 文化芸術に関係する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 中学生の保護者の代表者
- (4) 中学校の教職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、事務局が必要と認める者

(会議)

第4条 連絡協議会の会議は、代表会議及び専門会議とする。

- 2 連絡協議会の会議は、事務局が招集する。
- 3 連絡協議会の会議に出席すべき者は、連絡協議会を組織する者のうちから事務局が指名する。
- 4 連絡協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、教育部学校教育課とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

